

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 12 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の公布による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第9条略.....	第9条略.....
2～4略.....	2～4略.....
5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業</u> とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する <u>高年齢継続被保険者</u> に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
(1)略.....	(1)略.....
(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、 <u>その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）</u> を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に掲げる離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、 <u>第2項に規定するその者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</u>

6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業としたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u>
7略.....	7略.....
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は <u>求職活動支援費</u> の支給の条件に従い支給する。	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は <u>広域求職活動費</u> の支給の条件に従い支給する。
(1)～(5)略.....	(1)～(5)略.....
(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者については、同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u>	(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u>
9～11略.....	9～11略.....
12 <u>第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。</u>	

この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第8項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

14 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給しない。

12 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者には、雇用保険法第10条の4の例による。

13 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（立川市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員のうち退職したものという。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の立川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第5項又は第6項に規定する勤続期間を計算する場合における立川市職員退職手当支給条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（平成29年1月1日前の在職期間を有する者にあっては、同日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（平成29年1月1日前の在職期間を有する者にあっては、平成29年1月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が平成29年1月1日前である場合にあっては、零））」とする。

3 新条例第9条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に同条第8項第6号に掲げる行為（当該行為に関し、この条例による改正前の立川市職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第9条第8項第6号に掲げる広域求職活動費の額に相当する金額の退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年内に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に旧条例第9条第8項第6号に掲げる求職活動をしたものについては、なお従前の例による。

- 4 新条例第9条第12項において準用する同条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものについては、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する立川市職員退職手当支給条例第9条第8項第5号に掲げる移転費の額に相当する金額の退職手当の支給については、なお従前の例による。